

「実践福祉社会学」の成立を目指して

竹 内 愛 二

1. 序言—「実践福祉社会学」の成立を目指す動機

今秋（昭和39年）ギリシヤのアテネ市で開催された第12回国際社会事業会議の主題は「社会計画を通じての社会進歩—社会事業の役割 Social Progress through Social Planning—The Role of Social Work」というのであったが、この「社会事業の役割」という場合の「社会事業」ということは国際連合などの定義と同じように専門社会事業に限定されず、社会福祉事業といいかえられ得る広義のものとして使われているものであった。従ってこの場合の社会計画ということも社会福祉計画という意味に解されてもよいようである。このことはその11の研究集団の主題を見ても明らかである。即ち、

- 1 農村地域のための計画
- 2 都市開発のための計画
- 3 児童並に青少年のための計画
- 4 住宅事業の社会的側面と社会事業の計画と寄与
- 5 老令者のニード充足のための計画
- 6 人口移動と移民
- 7 社会的諸役務のための計画の統合
- 8 社会的諸施策の立案作成に関する社会事業教育
- 9 社会計画における技術的援助
- 10 社会進歩とリハビリテーションにおける社会計画
- 11 近隣社会の水準における計画

他方狭義の専門社会事業の観点からみると第5委員会 Commission Vの主題は「計画における住民参加」であり、また特別研究会の第5日目に「社会計画の手段としての地域社会開発 Com-

munity Development as an Instrument of Social Planning」という主題が取り上げられていることは、ともに専門社会事業の第3分野たる地域社会組織事業 community organization を問題にしていることを示している。真正な意味においての科学的或は専門的な表現をすれば、この会議の全体主題中の「社会事業の役割」というのは狭義の C. Dev. (コミュニティ・デヴェロプメントの略称、以下同じ) を中心として考えられねばならないのであって、もし広義の社会福祉的観点にのみ立つものであれば、この会議は何らの中心的主張も理論もない事業や活動にたずさわっている人々の大衆的な「お祭り」の行事に終る他はないであろう。筆者も今までの3回この国際社会事業会議に出席したが、そのような傾向が多分に見られた。もちろんこの会議はいわゆる学術会議ではないのであるが、社会事業が今後健全な発達をとげるためには、科学的理論とその実践としての専門社会事業が発達することが絶対的な要請になるであろう。ここに筆者の「実践福祉社会学」の成立を目指す第1のしかももっとも切実な動機が存するのである。

第2にケースワーク、グループワーク及びコミュニティ・オーガニゼーションは従来永く社会福祉事業の方法・技術であるという、いわゆる「方法論」、あるいは「技術論」として内外ともに広く普及して来たのに対して、筆者は「社会学的な専門社会事業の三分野」という概念をもってその学問的体系づけをなしている。即ち専門社会事業は人間の「社会関係面の福祉」をその独自の取扱対象とするが故にこそ専門社会事業なのでと主張して今日に至っている。

今日はすでに岡村重夫教授の所論をはじめ、社会福祉事業をもって社会関係の問題を独自の対象

とするという理論が漸次広くもたれるようになっている。もし社会福祉事業が理論的にも現実的にも社会関係の問題をその対象とするものであるならば、われわれはこれを「社会福祉学」というよりも「福祉社会学」と呼ぶ方が学問的にはより妥当なことになるであろう。

しかるに今日なお「社会病理学的社会福祉事業」ということがかなり広くいわれている。この場合をとっていえば、人間の福祉には各種の領域があるのであり、従って一つの領域の福祉の問題を解決することによって、他の領域の問題を解決し得る場合もあり得るわけで、従ってまた一種の社会福祉事業は他種のもの方法・手段となり得るわけである。たとえばあるクライアントの病気が経済的貧困に悩まされた結果であるとするれば、経済的福祉事業をなすことによって、少くとも彼の病気の治療は促進されるであろう。この場合生活保護法などによる経済的福祉事業は肉体的（医療的）福祉事業の方法・手段になっていることはいうまでもない。しかしこのような場合にわれわれは経済的福祉事業を方法論、あるいは技術論という概念で取り扱い得るであろうか。

そこでもしわれわれが社会福祉事業の理論的对象を確立し、それに即して専門的な実践をなすというのであれば、われわれはどうしても「社会関係面の福祉」を独特の取扱対象とすることにより、必然的にそれは社会福祉事業としてでなく、福祉社会学的理論と実践ということを考えねばならなくなり、従ってまた必然的に「実践福祉社会学」の成立を企図せねばならなくなる。かかる必然性が筆者をして「実践福祉社会学」の成立を目指さしめる第2の動機となっているのである。

第3に今日のごとく「社会事業」ということが余りにもまちまちの意味でいわれているときに、われわれが単にその頭に「専門」という形容詞をつけただけでは、決して社会事業の本質や過程が明確化されることにはならない。たとえば社会福祉関係法規のなかにも、犯罪者予防更生法のごとく「保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基き……」¹⁾と記されているごとく、その専門性は決して明確とはいえない。また米国の国勢調査のため

の職業分類によれば、専門的技術職業中、技術的、教育的のもの他に「その他の専門的従事者」中に含まれるものとして「社会福祉事業職員」があげられている。²⁾このような事情から、専門社会事業の概念のみでなく、その対象、内容、限界等を真に明確化するためには、ただ専門社会事業とただけではいかにも不十分である。筆者はさきに「専門社会事業研究」を公刊して、学問方法論的に社会学的なものとしての社会事業の理論的体系づけを試みたのであるが、今やさらに一步を進めて、この社会学的なものであるということをも名実ともに明確化することが必要であると考えるようになった。それは近來命名法 nomenclature や、語義学 semantics などが発達・普及して来たことに刺戟されたからでもあるが、筆者はすでに前著中にこのことを、リヒテンベルクの「すべての哲学は言語の改善である」とか、コンディヤックの「科学は巧みに組み立てられた言語にすぎない」とか、あるいはミーゼスが「同義異語反覆変形化 tautological transformation 即ち……科学をもってあらゆる事象をまず日常語で表現し、更に分析的に研究して一層洗練された専門的言語によっていいかえる」といったことを引用して述べた³⁾ことを、ここにも一度想起して、「実践福祉社会学」の成立を名辞学的にも動機づけられたことが理解されるであろう。

最後（第4）に近來いわゆる実存的精神医学や、精神分析学が唱道され、特に فرانクル V. Frankl の著書は数多く邦訳されているが、カウンセリングやケースワークにたずさわる人々のうちには人間の実存に訴えようとする実存分析（フランクルの場合のロゴセラピー）をもってあたかも全能なるかのように考え、科学的な心理療法や、カウンセリングなどは全く無用あるいは無能力なもののように考える人々が少なくないようである。しかしフランクル自身が「……心因による神経症……の領域の内部ではロゴセラピーは……心理療法の補充を意味するにすぎない」⁴⁾といているように、それは主として神経症の場合に限って使用されるもの、即ち科学的な心理療法と協力すべきもののなのである。実存分析はフロイド自身や、新フロイド学派の精神分析学の限界を明らかにし、

またその欠陥を補うものとして偉大な貢献をなしている。しかしわれわれがもし実存分析を誤解したり、乱用したりして、かりにも科学的な心理療法等を軽視するがごときことがあったならば、そのような好ましくない影響は必然的に専門社会事業にも及んで来ることになる。いずれにせよ実存的ロゴセラピーや、「心理」でなく「精神」の療法などということがいわれればいわれるほど、われわれは、科学的な試みや、努力の本質や方法についての明確化に努力せねばならない。実存分析がもっとも正しく働け、最大の効果をあげるために、科学的心理療法の科学的検討・明確化がますます重要になる。このことは必然的にカウンセリングや心理療法と不可分の関係をもつ専門社会事業の実証科学的研究や、実践をも不可欠のものとするであろう。

以上の4つの動機から筆者は従来「専門社会事業」といったものを「実践福祉社会学」という名称あるいは概念のなかにふくませ、かつかかるものとしての成立を試みようとするものである。

註 1) 犯罪者予防更生法第19条第2。

2) 竹内愛二「専門社会事業研究」昭和34年、375頁。

3) 前掲書151—152頁。

4) V. フランクル著、1956年宮本・小田訳、1961年「神経症」28頁。

2. 実践福祉社会学における「社会」の概念

社会学には社会学者の数ほど多くの種類があるといわれるが、大体それはただ社会に関する考察乃至研究をなすというのでなく、社会を社会として認識する場合に成立するものであるといわれる。即ち社会学は厳密に社会の概念をもって、社会を組織的に研究する科学であり、他の表現をもってすれば社会学は「人間の社会的共同生活を研究する社会科学である」。¹⁾ 即ち社会学が他の社会諸科学と異なるのは「諸々の社会現象に迫る視点の相違にあるのであって、たとえば社会学が経済現象との関連にまで研究をひろげても人間生活における共同という視点をもつ限り」²⁾ それは社会学なのである。

かかる厳密な意味での社会という概念は学者に

よって種々異なる表現で説明されている。フィヤカント A. Vierkandt はつとに社会関係の分類を試みたが、現今においては、パースンズ T. Parsons³⁾ や、インケルス Alexis Inkeles⁴⁾ のごとく社会(あるいは役割)体系即ち社会関係 social-relation であるとなしている学者も少なくない。即ちインケルスは「私は社会学を諸社会体系 social systems の構造と機能の研究をなすものであるという立場から取り扱おうとするのであるが、この場合の体系ということは人々の大なり小なりの集団によって共同になされ、相当期間継続される行為の体系を意味するものである。他方心理学は個人的体系 personal system 即ちある特定の生物学的有機体、特に人間を特徴づける行為の体系の構造と機能の研究をなすものであると考えている」⁴⁾ といっている。

またカール Adam Curle⁵⁾ およびキューンストラー P. Kuenstler⁶⁾ はともに relationships, またパターソン C. H. Patterson は「対人関係(個人間関係 interpersonal relations)」を「社会」であるいっている。⁷⁾ さらに進んでシャーマン S. Sherman は「役割相互作用 role interaction」⁸⁾、またグリンカー R. Grinker は「役割・文化交換作用 role and culture transaction」をもつた社会関係であるとし⁹⁾ この概念によって精神医学的社会事業を論じているが、この場合の社会事業の中には心理療法も含まれている。

筆者は専門社会事業をもって言語的表現行為あるいは三種の言語行為(口頭言語行為 verbal language action, 行動言語行為 behavior language action および器官言語行為 organ language action)による人間関係の展開であるとなす一種の伝達理論 communication theory を提唱しているが、これにいた伝達理論には心理療法についてサリヴァン H. S. Sullivan, モリー, J. L. Moreno, およびフロム=ライヒマン Frieda Fromm Reichman 等による伝達過程 a process of communication といわれるものもあるし¹⁰⁾、ルーシュ=ベーツ J. Ruesch and G. Bateson は伝達をもって心理療法全体の社会的母胎 social matrix であるという見解を打ち出している。¹¹⁾ またヘイリー J. Haley は人々の間の伝達は(1)伝

達がその中でなされる文脈, (2)口頭言語の通信 verbal message, (3)音声的あるいは言語的型相 vocal and linguistic pattern, および(4)身体動作 bodily movement から成っているといっている。¹²⁾またベーツスンもルーシュも殆んどすべての場合伝達は「上位的, 内示的命令 supraordinate implicit commands」ともいうべき要素もっていて, それによって伝言をいかに解釈するかを決定し, どうかするとその外示的な意味とは反対なことを命ずることになったりする。このような超伝達 metacommunication ともいうべきことに療法家は注意せねばならないといっている。またベーツスンもいうごとく, 伝達は「伝言に関する伝言」といった普通少なくとも三つ目にまたがる「綱の目 network」を成している。療法家は注意してこのような伝達を解説する必要がある。特に分裂病患者にみられる二重拘束 double bind という現象は, 彼らが家族生活において学習した結果としての不統一な伝言を伝達しようとする場合に生ずるものである¹³⁾。そしてその一例として以下のごときことがヘイリーによって示されている。

たとえば母が子に「私の膝にすわりなさい」というそのことばの調子に「あっちへ行きなさい。邪魔になる」という意味がこもっていたら, この子は二重の相矛盾する意味の何れを選択するかに悩み, 母に近づいては来るが, 膝には乗らないで, 母が言ったことも, 彼女が考えていることとは違うのだということを意識しているのだということは何らかの方法で示すだろうというのである。¹⁴⁾またたとえば父が子にしていることの背後に母の権威があったり, 父母のいうことが相異って, いずれに従ってよいか判らないようなことがたびたびあると, 右の二重拘束現象から子は分裂症になることがあるといわれている。¹⁵⁾

かかる意味から実践福祉社会学における社会ということは人間の社会関係のことを意味し, またその実践は, 種々なる表現的言語行為による社会関係の展開だということの現実的, 理論的内容が明らかに観取されるであろう。

- 3) Talcott Parsons: The Social System, 1952.
- 4) Alexis Inkeles: Personality and Social Structures, in Robert K. Merton and Others, eds.: Sociology Today, p. 250.
- 5) Adam Curle: Dynamics of Group Work, 1963, p. 29.
- 6) P. Kuenstler: Social Group Work, 1954, p. 139.
- 7) C. H. バッターソン著, 1959年, 伊東博訳, 1962年, カウンセリングと心理療法, 14頁。
- 8) S. N. Sherman: The Concept of Family in Casework Theory, in N. W. Ackerman, ed.: Family Therapy, 1962, p. 17.
- 9) R. R. Grinker and Others, eds.: Psychiatric Social Work, 1961.
- 10) Ibid., p. 11.
- 11) Ibid.
- 12) Ibid., p. 13.
- 13) Ibid., pp. 12-13.
- 14) Ibid., p. 12.
- 15) Marjorie L. Bebens, The Challenge of Research in Family Diagnosis and Therapy, in N. W. Ackerman & Others, eds.: Family Therapy, 1962, pp. 138-139.

3 実践福祉社会学の対象

以上実践福祉社会学における「社会」という概念を各方面から考察したのであるが, ここでわれわれは実践福祉社会学における福祉ということは厳密にいつて社会関係の領域における福祉であるということが必然的に理解されるであろう。

ところが従来¹⁶⁾の社会病理学的社会福祉学においては, 人間生活のあらゆる面の福祉を問題にし, 従って理論科学的には人間の福祉の各領域に共通した現象を抽象して抽象的・観念的にその対象を求めようとした。即ちこの場合背離 (または逸脱), 不適応 不調整, あるいは要保護性というようなことがその対象とされているのである。このような立場をわれわれは仮りに「横割りの」なものといえることができるであろう。しかしかかる「横割りの」な接近方針に対して一層厳密に即ち実証科学的接近方針を考えることができる。即ち「縦割りの」な接近方針である。この後者の接近方針によるならば, われわれは実践福祉社会学は「社会関係とその問題」を取り扱うものだといえるであろう。

註 1) 社会学辞典, 有斐閣, 1962年, 233頁。

2) 前掲書 334頁。

従来の社会病理学的な社会福祉学においては右に述べた理論科学的あるいは「横割りの」に即ち逸脱、不調整、要保護性等の概念によって考察されたのであるが、他方実証科学的な即ち「縦割りの」な面をもつ実践福祉社会学は人間生活の社会関係面の福祉をその対象とするものである。上記の「横割りの」な社会福祉学は、かかる抽象の対象をもつということから、必然的にその実践も抽象的・観念的なものになってしまう他はない。即ち逸脱に対しては正常化、不調整に対しては再調整、また要保護性に対しては保護といったような抽象的・観念的な措置が講ぜられることになる。さればといって、何らか専門的な措置を講じようとすれば必然的に福祉の各領域即ち医療や、心理的調整や、経済的救護などにふみ入ることになる。このようなことは許されないし、またできもしないことであるから、結局社会福祉事業従事者の活動の余地はただ事務的な手続きをとるに過ぎないということになる。そこでわれわれはどうしても実証科学的な福祉社会学の対象として、人間の社会関係面の福祉ということをしるにつき込んで考察せねばならないことになる。

前項で福祉社会学の対象を「社会関係面の福祉」に求め、このことの意味内容を各方面から考察したのであるが、この場合の「社会」とは要するに「社会関係」であることが明らかになったと思う。そしてまたこの社会関係ということには種々雑多な表現でいいあらわすべき意味のあることも理解されたのであるが、われわれは今社会関係を大別して「制度的社会関係」と、「人間的社會関係」との二種とすることができよう。実践福祉社会学は理論的にも、また実践的にも「制度的社会関係とその問題」と「人間的社會関係とその問題」との二種をその対象とするものである。そしてわれわれは前者を「制度的実践福祉社会学」と称することができるであろう。この場合の実践は人間福祉の各分野の問題の解決のためにそれぞれに対応する制度に対象者を関係づけたり、あるいは各種の制度（施設、機関、法律等）相互間の関係の調整をするものであるが、他方「人間関係の実践福祉社会学」においては、制度と密接な関係はあるが、制度そのものでなく、それと密接な関係をもち乍ら、むしろ

人間関係そのものの問題の解決をはかるものなのである。さらにかかる両種の意味をもつ社会関係の福祉ということについて重要と思われることを2、3次に記して読者の参考に供したいと思う。

1. 社会関係の福祉の客観的および主観的側面—以上述べたところによって、社会関係の社会福祉ということには、制度そのものや制度的な事業・活動およびそれらと個人、家族、集団、地域社会などの関係づけを良好になすことを意図するものであるということが明らかである。この場合ともすれば社会関係の福祉の客観的側面が余りに重視され、これらと関係づけられる客体者の主観的な側面が忘れられたり、あるいは制度的福祉社会学の実践をすれば、必然的に客体者は幸福になると考えられたりしやすいのである。かくして福祉、特に社会福祉ということは、ただ「サービスの提供 service-giving」とか、「提供された福祉 provided welfare」¹⁾とか、あるいは「匙でたべさせる福祉 spoon-fed welfare」²⁾などにすぎないといった批判的表現がされるようにさえなったのである。わが国でも岡山療養所の入院患者故朝日茂氏による「朝日訴訟」の場合に見られるごとく、生活保護法第56条の不利益変更の禁止の規定や、第9章の「不服の申立」に関する規定などがあるが、これらの場合行政的取扱い手続や、訴訟に関する措置等にとどまり、被保護者の幸福感を満たすということにはほど遠いものである。即ち被保護者等を制度や制度的事業活動の客体となすこと、彼らの主観的幸福を考えるということとは往々にして全く別箇のことがらに終る場合が少なくないのである。

2. 福祉概念の消極性—今日でも福祉を低所得階層や、諸種の障害者等の場合にのみ限定して考えようとする傾向には相当根強いものがある。このような考え方から福祉ということが社会国家による慈恵的行為のように考えられ、従って福祉事業の客体になる人々が法規的には護られているが、それとともに、あるいはその故にいろいろな「社会的権利」を奪われてもしかたがないように考えられる場合も少なくないようである。実践福祉社会学ではもちろん福祉ということを窮乏や種々なる困難と関連を有するものとするものである。

あるが、その独自の対象としては社会関係面特に人間関係の福祉の達成ということを重視するものである。かかる視点に立って、国民すべてが平等に「健康で文化的な生活」をなし得る状態にすることが福祉社会あるいは福祉国家の最大要請事と考えらるべきであろう。

3. 動的に変化する概念—福祉あるいは厚生は welfare とか well-being という英語の訳語であるが、筆者はむしろ「よりよき生活 better-being」或は「生活上または改善 betterment」ということばが一層適当であると考えて、今まで用いて来た。それはしかし何か一定の、そして不動の規準があってそれに適合させようとするという意味のことではなく、かかる規準そのものが、常に変化し、向上しているという意味においてである。故に昨日の福祉はもう今日の福祉ではないこともあるし、またある社会での福祉は他の社会では福祉ではないということもあり得る。これは単に生計費の上昇と共に経済的福祉がこれに伴って上昇せねばならないというようなことだけでなしに、文明・文化が進むとともに、個人の所得はいろいろな社会的な手段で補ない、かつ増進されることが多いし、またかくなすべきであるということをも含意しているのである³⁾が、それは独りヨーロッパ各国のみに限っていわれることなく、わが国においてもかかる期待がもたれねばならないのである。筆者は社会福祉の補充性、あるいは補完性ということとは、社会関係特に人間関係的福祉という立場からはむしろ排除さるべき概念であると考えている。

4. 人間の真の最終的福祉とは—実存主義的哲学は精神分析や精神療法に大きい影響を与え、特に人間の衝動の満足や、あるいは社会的生活における円満な人間関係などのみで人間の幸福の評価・測定をなすのではなく、個々の人間がその存在の独自の意味についての確信をもち、各人が真に「いきがい」を感じずる生活をなすことこそ、真の幸福であるという考え方が広まりつつある。このような立場から福祉、特に社会福祉は対象者を劣等な人間のように遇したりすることはあり得ないことであり、またいかなる福祉もかかる人間尊重のための手段に過ぎないのみならず、むしろ窮乏

や困難を通じて個人の尊厳が完うされるようにさえ考えられるのである。このような考え方からいうと社会福祉が何かの補完や補足のためのものであるということは大きい誤まりであり、社会福祉はいかなる場合でも、人間各々の独自の存在としての幸福ということにかかわりをもつものでなければならぬのである。かかる意味からも「社会福祉」は「福祉社会学」の実践ということに脱皮する必然性をもつと考えられるのである。即ち実践福祉社会学が人間の「社会関係上の福祉とその問題」とをその独自の対象とするものであるとすれば、実証科学的なものとしてはもはや「社会福祉学」でなく、むしろ「福祉社会学」の中に包含されるべきものである。

しかしながら社会福祉学が福祉社会学に変わったとしても、その実践の面から考えると、ここに重要な差異が生ずることになる。即ち従来の社会病理学的な社会福祉学の実践は前に述べた「横割りの」な場合はそのままでは抽象的・観念的なものになり、それかといって福祉の各領域の内部に入り込んで実践しようとするれば、各領域それぞれ（医師、心理学者等々）の専門家によってなされるものを侵害するものになるから、逸脱、不調整、不適応、あるいは要保護性等の緩和とか解決即ち再調整、再適応、保護などということは観念や、ことばの上ではその存在或は実践は可能なことであるが、現実実践するということは出来ないか、あるいはおよそ専門的なならざる即ち事務的なあるいは手続的な実践に終らざるを得ないことになる。

さらにこのことは「縦割りの」な面からいっても同じことであって、制度間のあるいは人間と制度との間の関係づけ即ち制度的社会関係の調節ということは現実的には申請、収容、該当性の認定や、扶助金額の査定や支給あるいは保護停止および後保護等の如き事務的な手続きにすぎないものに終る他はないのである。

上記に対し実践福祉社会学の第2の領域即ち専門社会事業の場合においては、「人間的な社会関係についての行動科学的な社会学という実証科学的研究を基礎にした技術的実践として、人間関係の現実的駆使・展開をなすものである。いいかえると、

福祉の問題の制度関係の取り扱いでなく、福祉問題を人間関係の側面から取り扱い、また解決しようとするものである。人間の社会関係は多かれ、少なかれ、制度及び制度的事象によって規制されている。しかしかかる制度と結びついたものではあるが、しかも異なる「文化、宗教、習慣、伝統などにもかかわらずすべてのよき人間関係の根底には愛、相互的尊敬及び理解が存在している」⁴⁾し、また人間のもっとも重要な心理的要求として「安全、情緒の反応、及び新しい経験」に対するものが存するといわれる。かかる要求は人々の対人関係が円満な状態にある場合において初めて充足可能なのである。かくして従来われわれが社会福祉学における独特の即ち実証科学的な対象即ち制度的社会関係とその問題を取り扱った部分と、専門社会事業で人間の社会関係とその問題とを取り扱ったものの2面性を有する実践福祉社会学が理論的に成立することになるのである。

- 註 1) M. Penelope Hall: The Social Services of Modern England, 1952, p. 308.
 2) J. A. C. Brown: The Social Psychology of Industry, 1954, p. 296.
 3) U. N. European Seminar on Social Policy in Relation to Changing Family Needs, 1962, Part II.
 4) Op. cit., p. 62.

4 実践福祉社会学における実践

以上われわれは社会病理学的社会福祉学において常識的に考える立場から、人間福祉の各領域に共通する病理的現象を「横割りの」に取り上げる場合、その対象は不調整、不適応、要保護性等々抽象的・観念的なものになり、従ってその実践即ち対策や解決策の実施も抽象的・観念的に終る他はなくなるし、さればといって、現実的に実践しようとするれば人間福祉の各領域に入りこむことになるが、そこにはすでに各々の専門家がおり、従ってこの場合社会福祉事業の従事者がなし得ることは、ただ「事務的」あるいは「手続き」的なものなる他はないことを知った。

他方実証科学的、即ち福祉社会学的あるいは「縦割りの」に考えると、その実践は人間の社会

関係の展開ということになり、従ってそれは社会学的な実践だということになる。即ちベーム W. W. Boehm もいうごとく「社会事業活動の焦点は人間生活の相互関係または社会的役割遂行の領域内での機能の側面のみに専門的に干渉するということになる」¹⁾。

しかしながらこの場合の人間生活の相互関係とは即ち社会的役割関係であり、従ってそれは社会制度と密接に結ばれているもの、即ち人間生活の制度的社会関係の機能の側面に焦点をあわすものである。かかる意味から実証科学的あるいは「縦割りの」な実践福祉社会学では独自のあるいは専門の実践が存在するといえるであろう。即ちこの立場での実践は社会福祉的諸制度へ個人、家族、集団あるいは地域社会を結びつけることであり、それは明らかに社会学的な実践である。

しかしこの場合さらに一步を進めて現実的にいかなることが実践的になされるかということを考えてみると、この場合も常識的あるいは社会病理学的な実践の場合と多少異なるが、申請、保護開始、保護打ち切り、収容、送致等々のごとき「事務的」あるいは「手続き」的なものにすぎないのである。即ちわれわれが社会関係の制度的な側面のみに着目する限り、「社会事業活動」はかかる事務的、手続き的、他の言をもっていえば、それはホワイトカラーA級的な専門職業者のではなく、むしろホワイトカラーB級的な、即ち専従者の実践にすぎないものになる。

もちろん「管理職」はホワイトカラーA級の専門職業に属するとされているが、形式的職業分類の立場からでなく、職業の質的・内容的な面からいうと、ただ事務的・手続き的な実践に終るものは管理職的なものといえども、真にA級の専門職業とはいえないであろう。

かくしてわれわれは前項でいったように福祉社会学の真に専門職業的な対象が、制度的な面をもちながら、しかも人間生活のより根底的な「人間関係の社会関係」を問題とする、名実ともにホワイトカラーA級的な専門的社会事業活動を問題にせざるを得なくなる。たとえば筆者はある宗教家が、1少年をある施設に「送致」する際に、強制的になり、多少とも暴力を用いる必要があるとい

っているのをきいたことがある。また現に暴力を振う夫に対して妻の人身を保護するために巡査駐在所に通告したケースを知っているが、かかる権威や、強制や、実力の行使などが、止むを得ないとはいえ、これらによって関係者間の人間関係が改善されるとはいえないし、むしろ悪化するのが一般であろう。かかる場合は「送致」や「人身保護の申請、実施をなすとともに、」必ず専門のケースワーク、特にカウンセリングを中心とするケー

スワークが不可欠なことになる。われわれが専門社会事業ということを問題にする場合、それは理論的に独特の「社会的」関係の展開の援助であるのみならず、実践的にも厳密な意味での社会的、特に人間関係の展開を専門になすところのものでなければならないのである。

かかる二側面を有する実践福祉社会学の性格、対象、任務および実践を図示すれば下のごとくである。

第 1 図

実践福祉社会学			
性 格	対 象	任 務	実 践
制 度 関 係 的	制度的社会関係 面の福祉と問題	制度的社会関係 展 開 の 援 助	手続きの { 事 務 的 管 理 的 }
人 間 関 係 的	人間的社會關係 面の福祉と問題	人間的社會關係 展 開 の 援 助	専門社会 { ケースワーク, 事業的 { グループワーク, コミュニティー・ オーガニゼーション

即ち実践福祉社会学はその対象が社会的なものであり、それは制度的及び人間的社會關係に焦点をおくという点でまさしく社会的なものである。しかしながら現実的にその実践をなす場合には、制度的社會關係の面では「事務的」或は「手続き」的なものが主となるのに対して、人間的社會關係の面においては、人間關係をケースワーク、グループワーク、およびコミュニティー・オーガニゼーションの三分野にまたがる専門社会事業によって展開するものである。この場合制度的社會關係は、人間關係と無關係だとか、稀薄だとか考えるべきでなく、また他方専門社会事業において制度的關係を無視したり軽視したりしてもよいというのではない。ただ前者が表面に押し出されるときは、後者は背景におかれ、反対に後者が表面化した場合は前者が背景化するという關係にあるだけである。しかし福祉制度的活動はそれをいくら掘り下げてなしたとしても、それはどこまでも「事務的」、或は「手続き」的なものであるが、他方人間關係の活動は深く進めば進むほど、それははいよいよ人間關係の専門職業としての性格を強くするのみである。

人間關係的専門社会事業の実践はケースワーク、グループワーク、コミュニティー・オーガニゼーションの三分野から成ることは改めていうまでもないことである。本論攻は主としてケースワークを念頭におきながら進められて来たが、もはや与えられた原稿枚数の制限も越えているので、他の二分野のものに関する詳しい記述はできないが、要するにグループワークの場合の人間關係の展開も伝達がその主要な要素をなしている点ではケースワークと何ら変りはない。コノプカ G. Konopka はグループワークの媒体として(1)ワーカーと集団との間の有目的な、温かい理解ある専門的關係、(2)集団の各成員間の關係展開の過程、(3)討議やおしやべりのような口頭言語による伝達、(4)プログラム、遊戲、諸経験等のごとき非口頭言語の伝達及び(5)有目的な環境の選択と創造ということをあげている。²⁾これを筆者の伝達理論によっていえば、三種の言語行為による集団の人間關係の展開ということになる。かくして人間特有の能力たる口頭言語行為による集団關係の展開、即ち集団討議 group discussion が最も重要なものであることと、レクリエーションその他のプログ

ラム活動が行動言語行為による集団関係の展開が補助的ではあるが、有用なものとなるということが、統一された伝達理論によって基礎づけられることになる。

またコミュニティ・オーガニゼーションの場合においては「住民参加」ということが、その実践のもっとも中心的な要素をなしているのであるが、この「住民参加」ということは、主として口頭言語行為による協議活動 council activities によってなされるとともに、その他雑多の保健や、福祉の活動がかかる協議活動と併行して、またそれに即してなされるのである。かかる意味でコミュニティ・オーガニゼーションもまた筆者の伝達理論によって統一された実践をなすものであることが明らかにされる。

筆者はコミュニティ・デヴェロップメントをもって特殊コミュニティ・オーガニゼーションの一種であるとなしている。そのことについてここで詳論している余裕はないが、その特殊性の一つとして、筆者は「住民参加」ということを一層進めて「地域社会による自己開発」という理念におきかえている。即ち特にコミュニティ・デヴェロップメントにおいては、地域社会の開発は地域社会自体がこれをなすのであって、政府当局や、専門のコミュニティ・デヴェロップメントのワーカーなどは側面からの援助をなすものである。この場合の自己開発ということとは「自助 self-help」の原則によってなされるがそれは次のごとく分類されるものである。

自 助 self-help	自己省察	self-study
	自己表現	self-expression
	自己決定	self-determination
	自己組織	self-organization

しかし政府当局等は、権威や財政面で援助をなしたまたコミュニティ・デヴェロップメントについての各種専門家等は技術的にむしろ側面からの援助をなすものであるから、筆者はかかる援助のことを権威的、財政的あるいは技術的参加—authoritative, financial or technical participation—というふうにとこの参加ということを経地域社会やその住民によるものから、むしろ政府や技術的専門家の側によるものへと移していつているのである。¹⁾

かくして実践福祉社会学の専門社会事業の三分野の実践的性格、内容をわれわれは下図のごとく結論的にいうことができるであろう。

第 2 図

専門社会事業の 三 分 野	主要な過程 (口頭言語 行 為 的)	補 助 的 過 程 (非口頭言語行為的)
ケ ー ス ワ ー ク	面 接	提供されたサービスの使用
グ ル ー プ ワ ー ク	集団討議	プログラム活動
コ ミ ュ ニ テ イ オ ー ガ ニ ゼ ー シ ョ ン	協議活動	保健福祉等の活動

なお上図中の「補助的過程」を「制度的関係の展開」とみることもできることは読者の察知されることとおもうが、そのことの詳論は他の機会にゆずることにしたい。

註 1) Werner W. Boehm: The Contribution of Psychoanalysis to Social Work Education in Social Casework, Nov. 1958, p. 488.

2) Gisela Konopka: Social Group Work: A Helping Process, 1963, p. 108.